

別添 1

事業報告書

(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)

1 地域医療連携推進法人の概要

- (1) 地域医療連携推進法人の名称
地域医療連携推進法人滋賀高島
- (2) 事務所の所在地
滋賀県高島市勝野 1667 番地
- (3) 医療連携推進区域
滋賀県高島市
- (4) 一般社団法人設立年月日
平成 30 年 10 月 5 日
- (5)-1 滋賀県知事認定年月日
平成 31 年 4 月 1 日
- (5)-2 設立登記年月日
平成 30 年 10 月 15 日
- (6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
医療法人マキノ病院 (マキノ病院)	12
一般財団法人近江愛隣園 (今津病院)	8
医療法人かおり会 (本多医院、藁園本多医院)	1
高島市 (高島市民病院)	21
合計	42

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事	高山博史	高島市病院事業管理者
理事	森田 豊	医療法人マキノ病院理事長
理事	瀬本喜啓	一般財団法人近江愛隣園今津病院院長
監事	本多朋仁	医療法人かおり会理事長

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	0 人
受入出向者数	0 人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考	備考
小多借裕	高島市民生委員児童委員協議会連合会副会長	医療又は介護を受ける立場にある者
前田昌彦	一般社団法人滋賀県高島市医師会会長	医療に関する学識経験者の団体
井下英二	滋賀県高島保健所所長	学識経験を有する者

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。（医療法第70条の3第16号参照）

(10) 参加法人の概況

No.	法人の名称	施設又は事業所 (以下「施設等という。」の名称)	施設等の所在地	実施事業の内容
1	高島市	高島市民病院	高島市勝野 1667 番地	病院
2	医療法人 マキノ病院	マキノ病院	高島市マキノ町 新保 1097 番地	病院
3	一般財団法人 近江愛隣園	今津病院	高島市今津町南 新保 87 番地 1	病院
4	医療法人 かおり会	本多医院、 藁園本多医院	高島市新旭町旭 1069 番地 2	診療所

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の名称	施設の 種類	許可 病床数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1	高島市民 病院	病院	210 床	5,093,701	5,183,539	平成 30 年度	6,497,530
2	マキノ病院	病院	120 床	1,495,832	1,435,870	平成 30 年度	990,347
3	今津病院	病院	80 床	1,269,671	1,193,341	平成 30 年度	(法人全体) 1,526,132
4	本多医院・ 藁園本多医院	診療所	0 床	(法人全体) 520,478	(法人全体) 504,619	平成 30 年度	(法人全体) 464,000

注1：介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載する。

注3：当該地域医療連携推進法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況 (単位：千円)

No.	施設等の名称	施設等の種類	定員	事業収益	事業費用	会計年度	総資産

注1：当該地域医療連携推進法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の純資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

- ・ 病床機能分担と業務連携
- ・ 在宅医療と業務連携
- ・ 予防医療の充実
- ・ 参加法人間の職員派遣、共同での人材育成・共同研修
- ・ 医療機器の共同利用
- ・ 医薬品・診療材料等の共同交渉・共同購入
- ・ 委託業務の共同交渉
- ・ 連携業務の効率化

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業 特になし

(3) その他の事業 特になし

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況 特になし

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

平成 31 年 4 月 26 日 令和元年度第 1 回理事会

事業報告書を承認。

地域医療連携推進評議会構成員を選任。

地域医療連携推進評議会の開催、定期社員総会の開催を決議。

令和元年 5 月 31 日 令和元年度第 1 回地域医療連携推進評議会

意見打診。

令和元年 5 月 31 日 令和元年度定期社員総会

事業報告書を承認。

令和元年 12 月 3 日 令和元年度第 2 回理事会

執行状況報告を承認。

令和 2 年 1 月 31 日 令和元年度第 3 回理事会

地域医療連携推進評議会構成員を選任。

令和 2 年 2 月 28 日 令和元年度第 4 回理事会

地域医療連携推進評議会の開催、臨時社員総会の開催を決議。

令和 2 年 3 月 27 日 令和元年度第 2 回地域医療連携推進評議会

意見打診。

令和 2 年 3 月 27 日 令和元年度第 5 回理事会

事業計画書、収支予算書を決議。

令和 2 年 3 月 27 日 令和元年度第 1 回臨時社員総会

事業計画書、収支予算書を承認。

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

* 本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

(1) 医療連携推進方針

(2) 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(3) 医療法第 70 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第 70 条の 4 第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当しないことを証する書類

(4) 表明書・確約書（新たに入社した者に限る。）

別添 2

法人名 _____

所在地 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

別添 3

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)

1. 法人の概要

名称	
代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金（基本金）	千円
事業概要	

2. 支援の種類

資金の貸付 債務の保証 基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

平成 年 月 日

4. 支援の目的

5. 支援の金額

円

6. 貸付利率

%

*支援に関する契約書を添付すること。

別添 4

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)

1. 出資を受ける事業者の概要

名称	
代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金（基本金）	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は 取締役	監事・ 監査役	計	職員	計
常勤	名	名	名	正規職員	名
非常勤	名	名	名	臨時職員	名
				パート職員等	名
計	名	名	名	計	名

3. 主な事業

地域連携推進区域：
(1)
(2)

4. 事業実績（概要）

①
②
③

5. 配当の時期

* 出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

別添 5

監 事 監 査 報 告 書

地域医療連携推進法人滋賀高島

代表理事 高山博史 様

私は、地域医療連携推進法人滋賀高島の令和元会計年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和2年4月24日

地域医療連携推進法人滋賀高島

監事 本多 朋仁 ⑩

注1：監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2：関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。